

令和元年（行ケ）第2号選挙無効請求事件

原告 ほか

被告 福岡県選挙管理委員会ほか

福岡高等裁判所第4民事部

## 判 決 要 旨

### 【主文】

原告らの請求をいずれも棄却する。

### 【事案の概要】

本件は、令和元年7月21日施行の参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）について、福岡県選挙区、佐賀県選挙区、長崎県選挙区、熊本県選挙区及び大分県選挙区の選挙人である原告らが、公職選挙法14条、別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定（以下、数次の改正の前後を通じ、平成6年法律第2号による改正前の別表第2を含め、「定数配分規定」といい、公職選挙法の一部を改正する法律（平成30年法律第75号。以下「平成30年改正法」という。）による改正後の定数配分規定を「本件定数配分規定」という。）は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

### 【争点】

本件定数配分規定が違憲、無効であるか。

### 【当裁判所の判断】

- 1 投票価値の較差是正のための具体的方策には、議員定数の増加、更なる合区、ブロック制など都道府県より広域の地域を選挙の単位とする制度の導入等が考えられるが、いずれも一長一短があり、その実現は容易ではない。

平成30年改正法は、投票価値の平等の観点から、平成27年改正前

のような5倍前後という大きな較差を再び生じさせることがないよう、平成27年改正によって初めて設けられた合区制を維持しつつ、若干(2人)の定数増で較差の縮小を図ったものであり、その結果、最大較差は、平成28年選挙の3.08倍から本件選挙の3.00倍とわずかではあるものの減少している。

平成30年改正法は、投票価値の較差を大幅に縮小させた平成27年改正法を踏襲しつつ、平成27年改正法のままで漫然と本件選挙を行うことはしないという立法府の意思を示したものであり、更なる投票価値の較差の是正を指向したものである。

- 2 また、平成27年改正法の附則には、平成31年に行われる通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとするとの規定(7条)が置かれていたところ、平成30年改正法は、選挙区選挙については、選挙区選出議員の定数を148人(2人増)とし、それを埼玉県選挙区に割り当て、同選挙区の定数を8人(2人増)とすることなどを内容とするものであり、これをもって平成27年改正法の附則に定める「選挙制度の抜本的な見直し」に当たるとまでいうことは困難である。

しかし、同附則は、投票価値の較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意等を示したものであるべきであって、選挙制度の抜本的な見直しを必ず実現することまで、同附則をもって約諾したものと解することはできない。

- 3 以上のような事情を総合すれば、本件選挙当時、平成30年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡について、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態(いわゆる違憲状態)にあったものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。